

毒物

劇物

取扱い、保管・管理の手引



毒物劇物は毒性が強く、少量でも身体を著しく害する性質を持っています。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

近年、塩酸等の飛散・漏洩等の事故、シアンや砒素化合物等の食品への混入事件、過酸化水素や塩素酸塩類等を不正入手して爆弾を製造する事件等があり、大きな社会問題ともなっています。また、地震発生時には毒物劇物の飛散・流出等による二次災害も心配されており、毒物劇物を取り扱う方々には一層の安全管理が求められています。

この冊子は、毒物劇物を取り扱う方々に、毒物劇物の管理状況を再検証してもらい、法令遵守はもとより、より一層の安全管理体制を確立していただくための手引書として作りました。

関係各位の管理の徹底が、毒物劇物による事故や犯罪を未然に防ぐ一つの方策になることを御理解いただき、この手引をお役立てください。

毒物

毒物及び劇物取締法(以下「法」といいます。)別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ **毒物** に指定されている薬品の具体例

黄^{リウ}燐、無機シアン化合物、水銀、砒^ヒ素化合物、砒^ヒ化水素、アジ化ナトリウム…等

劇物

法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ **劇物** に指定されている薬品の具体例

アニリン、アンモニア、塩化水素（塩酸）、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、
メチルエチルケトン、酢酸エチル、修^{シウ}酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、
フェノール、ホルムアルデヒド、クロム酸塩類（クロム酸カリウム等）、メタノール、臭素、沃^{モウ}素、硫酸、
有機シアン化合物（アセトニトリル等）…等

「特定毒物」

毒物 であって、法別表第三に掲げるもの

◇ 特定毒物に指定されている薬品の具体例

四アルキル鉛、パラチオン、メチルジメトン、メチルパラチオン、モノフルオール酢酸…等

※ **毒物** ・ **劇物** ・ 特定毒物に該当する化学物質の詳細は、厚生労働省ホームページ

<https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html> を参照してください。

目次

毒物劇物の取扱い上注意が必要な8つのPoint	2
1 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点	4
2 盗難、紛失、飛散及び流出時の措置とその備え	6
3 毒物劇物の表示	7
4 毒物劇物の廃棄	8
5 毒物劇物による事故や犯罪を防止する！	9
6 毒物劇物を購入(販売・授与)する場合の注意点	11
7 毒物劇物を他者に販売(授与)する場合	12
8 「特定毒物」を使用・所持するには許可等が必要です！	12
9 化学物質に関する情報提供について	13
10 震災対策について	15
《様式例》	
医薬用外毒物劇物危害防止規定	17
医薬用外毒物劇物管理簿	21
自己点検表	22

毒物劇物の取扱い上注意が必要な8つの Point

- 1 毒物劇物は厳重な管理下で保管しましょう。
- 2 毒物劇物が盗難、紛失、飛散及び流出した場合の措置をあらかじめ想定し対策をとってください。
- 3 毒物劇物の容器には赤地に白文字で「**医薬用外毒物**」白地に赤文字で「**医薬用外劇物**」の文字、成分名、含量及び分量の表示が必要です。
- 4 毒物劇物を廃棄する場合は、中和等により毒物劇物でない物にして廃棄してください。
- 5 毒物劇物による事故や犯罪を防止しましょう！
- 6 毒物劇物を購入する場合には身元を明らかにし、店舗から提示された「譲受書」に押印又は署名が必要です。
- 7 毒物劇物を他者に渡すときは販売業の登録が必要です。
- 8 「特定毒物」を使用・所持するには許可等が必要です！

裏面の「毒物劇物の取扱い上注意が必要な
8つのPoint」は、コピー又は切り取って、
毒物・**劇物**を取り扱う施設内の見やす
い場所に掲示して御活用ください。

1 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

(1) 盗難・紛失防止のための保管・管理方法

(法第11条第1項(毒物又は劇物の取扱)、法施行規則第4条の4(製造所等の設備))

ア 毒物劇物の管理・監督者を決めておく。

毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者を決めておく。

イ 貯蔵設備(保管庫)は敷地境界線から離れた場所、一般の人が容易に近づけない場所に設置する。

貯蔵設備は、管理・監督者の目の行き届くところに設置する。

ウ 毒物劇物専用の堅固な設備に保管する。

エ 貯蔵設備(保管庫)は施錠する。

オ 鍵の管理を徹底する。

(ア) 鍵の管理者を決める。

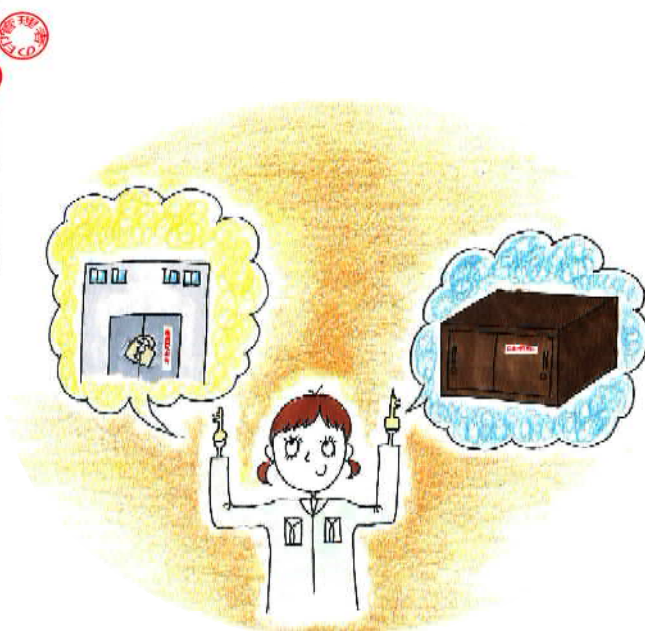
(イ) 鍵の数量を定期的にチェックする。

(ウ) 鍵使用時のチェック表を作成し、運用する。

カ 毒物劇物の「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。



医薬用外毒物劇物管理簿						
毒物・劇物		品名	塩酸	規格	35%	
		最大保管量	2 Kg			
年月日	受入量	使用量	在庫量	使用者	責任者	備考
H26.10.1			180 g		〇〇	前帳簿の記録と一致
H26.10.1	500 g		680 g		〇〇	△△薬品の購入
H26.10.3		10 g	670 g	□□	〇〇	3年生実験準備
H26.10.6		80 g	590 g	□□	〇〇	3年生実験



(2) 飛散、漏洩^{えい}及び流出防止のための保管・管理方法

(法第11条第2項(毒物又は劇物の取扱)、法施行規則第4条の4(製造所等の設備))

ア 震災対策として

(ア) 保管庫には、転倒防止措置を講ずる。

例) L字金具等を用いて、保管庫を床・壁に固定する。

(イ) 保管庫内の薬品が転倒、落下、容器破損しないような設備を設ける。

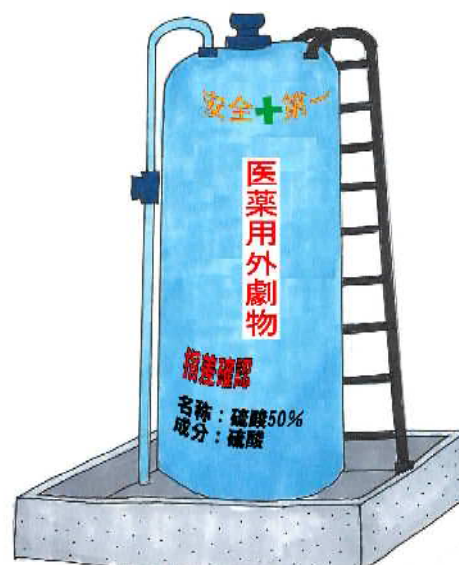
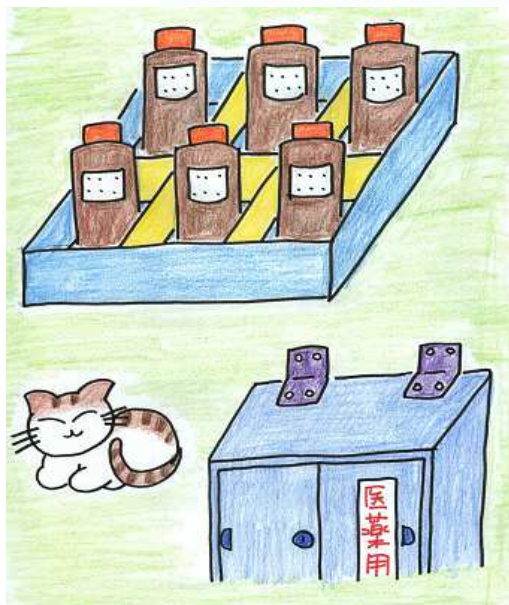
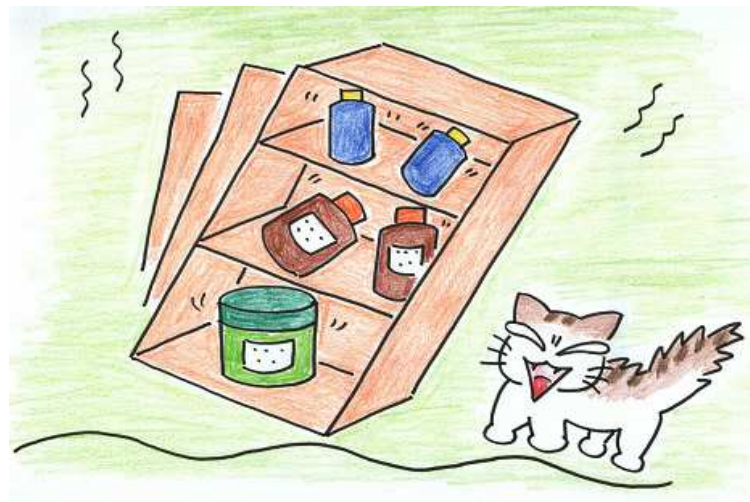
例1) 仕切り付きトレーを用いる。例2) 液溜めのできるトレーを用いる。

イ タンク貯蔵設備は、防液堤を設ける等、「タンクの構造設備基準※」を遵守する。

※ 昭和52年10月20日付薬発第1175号、昭和56年5月20日付薬発第480号
(昭和60年4月5日付薬発第377号により改正)

ウ 毒物劇物を保管又は使用する場所の床面は、毒物劇物がしみ込まない構造にする。

エ 毒物劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備える。



2 盗難、紛失、飛散及び流出時の措置とその備え

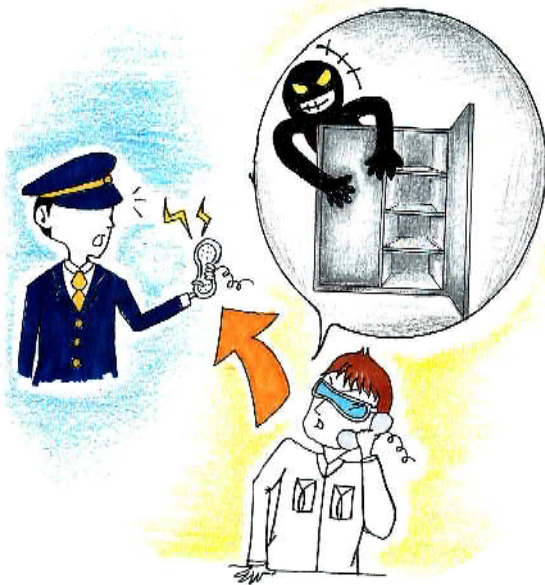
(法第17条(事故の際の措置))

(1) 事前の備え

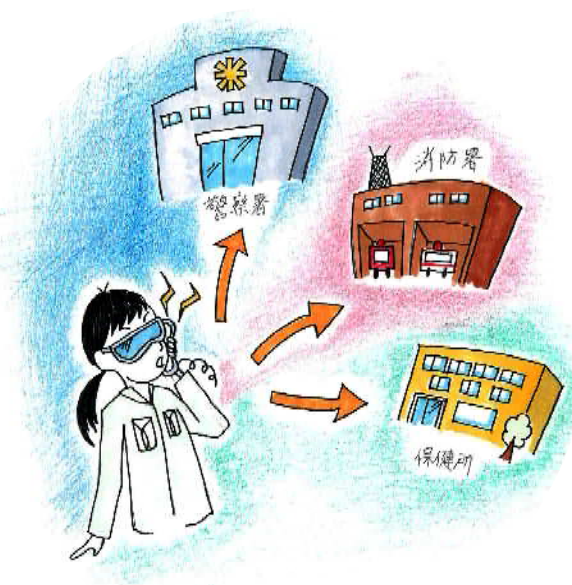
- ア 毒物劇物危害防止規定(9ページ参照)を策定し、緊急連絡・通報体制を整備しておく。
- イ 被害を拡大させないための措置とその準備をしておく。取扱い品目に応じた保護具や中和剤・除害剤を準備し、定期的に使用期限等を確認する。

(2) 事故発生時の措置

※盗難にあった又は紛失した場合、
警察署に通報



※飛散、漏洩又は流出した場合、
警察署、消防署又は保健所に通報



※被害箇所には中和剤、除害剤等を散布。
中和した後に、多量の水で洗い流す。
(河川等に流出しないように注意する。)



※周辺(特に風下)の人に知らせ退避させる。
周辺にロープを張る等して人の立入りを禁止する。



3 毒物劇物の表示（別添の表示シールを御活用ください。）

（法第12条（毒物又は劇物の表示））

（1）容器及び被包への表示

毒物 には → 医薬用外毒物 （赤地に白字）	} の表示義務がある。
劇物 には → 医薬用外劇物 （白地に赤字）	

※別の容器に移し替えて保管するときや、調製した物を保管する場合、その容器にも表示する。

※内容物の取り違い等を起こさないように、薬品の成分名、含量、分量も記載する。



（2）保管・貯蔵場所への表示

貯蔵場所にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示義務がある。



4 毒物劇物の廃棄

(法第15条の2(廃棄)、法施行令第40条(廃棄の方法))

毒物劇物ではない物にしてから廃棄する。

自己処理できない場合は、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に
廃棄委託する。

⇒ 廃棄する場合は、「毒物劇物の廃棄の方法に関する技術上の基準」やSDS（安全データシート、13ページ参照）に従い、中和、加水分解、酸化、還元、希釈等の方法により毒物劇物に該当しない物とする。

⇒ 加えて、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他の法律にも抵触しないようにする。



5 毒物劇物による事故や犯罪を防止する！

(1) 「毒物劇物危害防止規定」の策定・整備（参考例：17 ページ参照）

（昭和 50 年 11 月 6 日付薬安第 80 号・薬監第 134 号）

<危害防止規定の目的及び性格>

毒物劇物を取り扱う施設における毒物劇物の管理・責任体制を明確にすることで、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした自主的な規範です。

<危害防止規定の作成、記載事項>

ア 事業所において取り扱う毒物劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的かつ詳細な内容になるように作成してください。

イ 毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、危害防止の目的を達成するよう、以下の（ア）から（オ）の基本的な事項が記載されていなければなりません。さらに、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めてください。

（ア）取扱者等の職務及び組織体制

（イ）保管・取扱いの作業方法

（ウ）貯蔵設備等の点検方法及び整備又は補修に関する事項

（エ）緊急時の連絡体制

（オ）取扱者等に対する教育及び訓練



(2) 「毒物劇物危害防止規定」の遵守及び定期点検の実施

毒物劇物の事件・事故を考慮し、盗難・紛失防止、飛散・漏洩等防止などの措置の内容について、事業所の危害防止規定を定期的に点検・検証してください。

(3) 毒物劇物管理簿

管理簿により、常に受入量、使用量及び在庫量を把握してください。

医 薬 用 外 毒 物 劇 物 管 理 簿						
毒 物 ・ 劇 物		品 名	塩 酸	規 格	35%	
		最大保管量	2 Kg			
年 月 日	受 入 量	使 用 量	在 庫 量	使 用 者	責 任 者	備 考
H26.10.1			180 g		〇 〇	前帳簿より継ぎ相対看〇目
H26.10.1	500 g		680 g		〇 〇	△△薬品の購入
H26.10.3		10 g	670 g	□ □	〇 〇	3年生実験準備
H26.10.6		80 g	590 g	□ □	〇 〇	3年生実験

(4) 飲食物用の容器の使用禁止（法第11条第4項（毒物又は劇物の取扱））

間違えて口にするのを防ぐために、毒物劇物は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはなりません。



6 毒物劇物を購入（販売・授与）する場合の注意点

（法第 1 4 条（毒物又は劇物の譲渡手続）、法第 1 5 条（毒物又は劇物の交付の制限等））

（ 1 ） 購入する場合

- ア 毒物劇物は、毒物劇物販売業の登録を受けた店舗から必要最少量を購入してください。
- イ 購入の際は、必要事項を記載し購入者が押印又は署名した書面（譲受書）の提出が必要です。身分証明書による身元確認や使用目的等を確認される場合があります。

【譲受書に必要な記載事項】

- 毒物劇物の名称及び数量
- 販売・授与の年月日
- 譲受人の氏名、職業、住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）

- ウ 販売業者から、SDS（安全データシート、1 3 ページ参照）の提供を受けて、活用できるようにしてください。

（ 2 ） 販売・授与する場合

- ア 身分証明書により購入者が 1 8 歳未満でないことを確認し、また使用目的に不審な点がないか安全な取扱いに不安がないかを確認の上、必要最少量を販売してください。
- イ 引火性、発火性、爆発性の毒物劇物であって政令で定めるもの（1 9 ページ参照）を販売する場合は必ず住所、氏名等を確認してください。
- ウ 最新の SDS（安全データシート）を提供してください。
- エ 提出を受けた譲受書は 5 年間保存してください。
- ※ 販売・授与先が毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）である場合は、譲受書ではなく、同様の事項を記載した書面を保存することで構いません。その場合もその書面を 5 年間保存してください。ただし、相手から登録票の提示を受け、登録を受けていることを必ず確認してください。

譲 受 書（参考例）

毒 物 ・ 劇 物 譲 受 書		
毒 物 又 は 劇 物	名 称	水酸化ナトリウム
	数 量	5 0 0 g × 1
販 売 又 は 授 与 の 年 月 日		2 0 2 5 年 9 月 1 2 日
譲 受 人 （法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地）	氏 名	化学 太郎 印
	職 業	会社員
	住 所	東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1
備 考		

7 毒物劇物を販売(授与)する場合

→毒物劇物販売業の登録が必要です。

注意！

→販売業の登録を受けていない者は、原則、毒物劇物の販売・授与は禁止。

法第3条第3項（禁止規定）

毒物劇物販売業の登録を受けた者でなければ、毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

但し、毒物劇物製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物・劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

8 「特定毒物」を使用・所持するには許可等が必要です！

（法第3条の2）

特定毒物は、「所持、使用、譲受、譲渡」等をより厳格に規制しているので特に注意してください。

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定毒物使用者以外の方が、特定毒物を所持することは禁止されています。

現在、特定毒物に指定されているものは、毒物のうち次の10成分です。

- 1 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤（シュラーダン）
- 2 四アルキル鉛及びこれを含有する製剤
- 3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（パラチオン）
- 4 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルジメトン）
- 5 ジメチル－（ジエチルアミド－1－クロルクロトニル）－ホスフェイト及びこれを含有する製剤（ホスファミドン）
- 6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルパラチオン）
- 7 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤（TEPP）
- 8 モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 9 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 10 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

9 化学物質に関する情報提供について

(1) 毒物劇物の情報提供・活用

毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）は、販売授与に当たり、化学物質に関する情報を提供することが義務付けられています（法施行令第 40 条の 9）。

自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品を管理するには、S D S（Safety Data Sheet）により、その成分や性質、取扱方法を知っておく必要があります。

S D Sには有害性、性状、応急措置、取扱い及び保管上の注意、廃棄上の注意等の重要な情報が記載されています。必ず提供を受け、すぐに見られるようにしておきましょう。

また、改訂される場合があるので、常に最新のものを入手してください。

安全データシート

作成：2005 年 8 月 13 日
改訂：2025 年 9 月 12 日

1

製品名及び会社情報

製品名

製品コード

会社名

住所

電話番号

緊急時の電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

推奨用途及び使用上の制限

水酸化ナトリウム

13T4513

都庁化学合同会社

東京都新宿区西新宿 2－8－1

03-5320-4513

03-5320-4513

03-5388-1434

.....@tocho.ne.jp

試験研究用、農薬・染料中間体製造用

2

危険有害性の要約

G H S 分類

物理化学的危険性

健康に対する有害性

絵表示又はシンボル

火薬類

可燃性固体

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

眼に対する重篤な損傷性・刺激性

区分 1

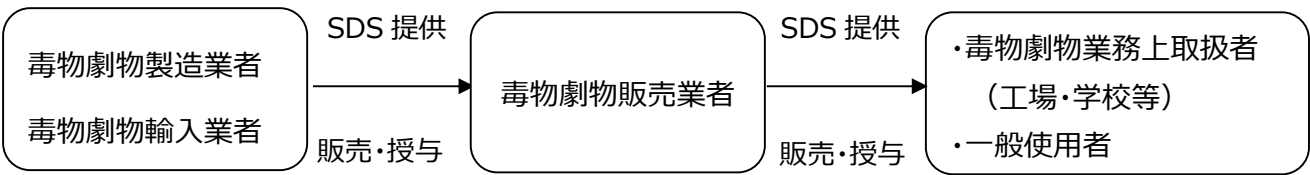
区分 1

区分 1

分類対象外

区分外

S D S 提供のイメージ



※法施行規則改正(令和 4 年 6 月 3 日施行)により、電子的な提供方法とすることについて、相手の承諾を要件とせず、電子メールによる送信や SDS を掲載したホームページアドレスを伝達し、閲覧を求める方法も可能となりました。

(2) GHSについて

GHSとは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)の略で、化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、その区分に対応した絵表示等をラベルやSDSに反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。

日本ではJIS(GHSに基づく化学物質等の分類方法及びGHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))が制定されています。

GHSに対応するラベルには、①絵表示、注意喚起語と危険有害性情報、②注意書き、③製剤の特定名、④供給者の特定の4つの項目が含まれています。

GHSで定められた絵表示と概要

◆物理化学的危険性

絵表示				
概要	火薬類 自己反応性化学 品 有機過酸化物	可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、 引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学 品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化 学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	支燃性・酸化性 ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

◆健康に対する有害性、環境に対する有害性

絵表示					
概要	急性毒性 (区分1-3)	急性毒性(区分4) 皮膚腐食性・刺激性 (区分2)、眼に対す る重篤な損傷・眼刺激 性(区分2A)、皮膚 感作性、特定標的臓 器・全身毒性(単回ば く露)(区分3)	皮膚腐食性・刺激 性(区分1A-C)、 眼に対する重篤な 損傷・眼刺激性(区 分1)金属腐食性 物質(物理化学的 危険性)	呼吸器感作性、生殖細胞 変異原性、発がん性、生 殖毒性、特定標的臓器・ 全身毒性(単回ばく露) (区分1-2) 特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)、吸引性 呼吸器有害性	水性環境有 害性

※これらは概要であり、付記される注意喚起語と危険有害性情報を併せて製品情報としてお取り扱いください。

1 0 震災対策について

2011年に発生した東日本大震災はあらゆる想定をはるかに超え、甚大な被害をもたらしました。

都内では大規模な毒物劇物流出事故の報告はありませんでしたが、地震の大きな揺れにより貯蔵設備やその周辺器具（毒物劇物の容器、流出防止用トレー、保管庫の固定器具等）が傷んでいる可能性は否定できません。

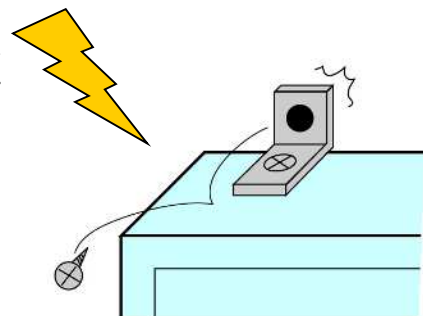
貯蔵設備やその周辺器具等が傷んでいる状態で再度大きな地震が起こった場合、貯蔵している毒物劇物が流出し、保健衛生上の危害が生じるおそれがあります。

また、流出した毒物劇物が他の薬品と混触することで、反応が起こって発火し、被害を一層増大させてしまうことも懸念されます。

定期的に貯蔵設備等の点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じ、毒物劇物の安全を図るとともに、普段から震災に備えた体制づくりをお願いします。

【地震後に確認すべき主な事項】

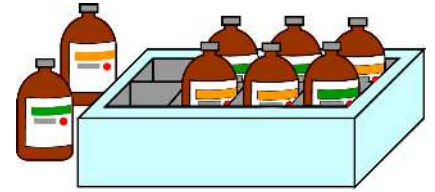
- ① 毒物劇物の容器が破損して、毒物劇物が貯蔵設備内で流出・漏洩^{えい}していませんか。
- ② 貯蔵設備が破損していたり、転倒していたりしていませんか。
- ③ 貯蔵設備内で毒物劇物が偏り、貯蔵庫が転倒しやすくなっていないか。
- ④ 貯蔵設備の固定器具がはずれていたり、ゆるんでいたりしていませんか。
- ⑤ 貯蔵設備以外の毒物劇物取扱設備（作業場所等）に異常はありませんか。



【普段から確認すべき事項】

① 貯蔵設備は壁又は床等にしっかりと固定されていますか。

② 貯蔵設備内では、容器が転倒したり、ぶつかり合って割れないように、仕切りをする等工夫していますか。



③ 貯蔵設備内では、液漏れ等による流出防止の観点から、液溜めのできるトレー等の上に容器を置いていますか。

④ 混触発火防止の観点から物質の特性を考慮し、区別して保管していますか。

例 1) 酸とアルカリは分けて保管 例 2) 液体は下部に固体は上部に

⑤ 毒物劇物の漏洩^{えい}や流出が起きた場合の応急措置、消防署・警察署・保健所・近隣等への連絡体制は整っていますか。

⑥ 地域の防災計画に沿って、事業所の防災計画を策定していますか。

東京都震災対策条例第 10 条

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

「地域防災計画」や「事業所防災計画表」は、以下のホームページからダウンロード可能です。

国や都の震災・防災対策への取組や、緊急時の対応に関する情報を、日頃から国、都のホームページ等から入手し対応策を講じておくことが重要です。

○ 東京都防災ホームページ（「地域防災計画」がダウンロードできます。）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都の取組・対応＞ 東京都の取組＞ 計画 に「地域防災計画」が掲載されています。

○ 防災首都圏ネット

<http://www.9tokenshi-bousai.jp/>

○ 東京消防庁 ～地震に備えて～

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/bou_topic/jisin/life00.html

「事業所防災計画表」ダウンロード⇒ https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/drs/ss_02/010.html

○ 警視庁 地震のときはこうしよう

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/jishin/index.html>

医薬用外毒物劇物危害防止規定

1 目的

この規定は、当施設における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当施設職員の任務

当施設職員は、法令及びここに定める諸規定を遵守し、危害の防止に努めなければならない。

3 管理体制

(1) 毒物劇物管理責任者

毒物劇物取扱いの最終責任者として毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置する。

管理責任者は、[]とする。

管理責任者は当施設における毒物劇物の取扱いを総括的に管理、監督しなければならない。

管理責任者は必要なときは毒物劇物管理担当者に指示を与え、報告を求めることができる。

(2) 毒物劇物管理担当者

毒物劇物を実地に管理する者として、毒物劇物管理担当者（以下「管理担当者」という。）を設置する。

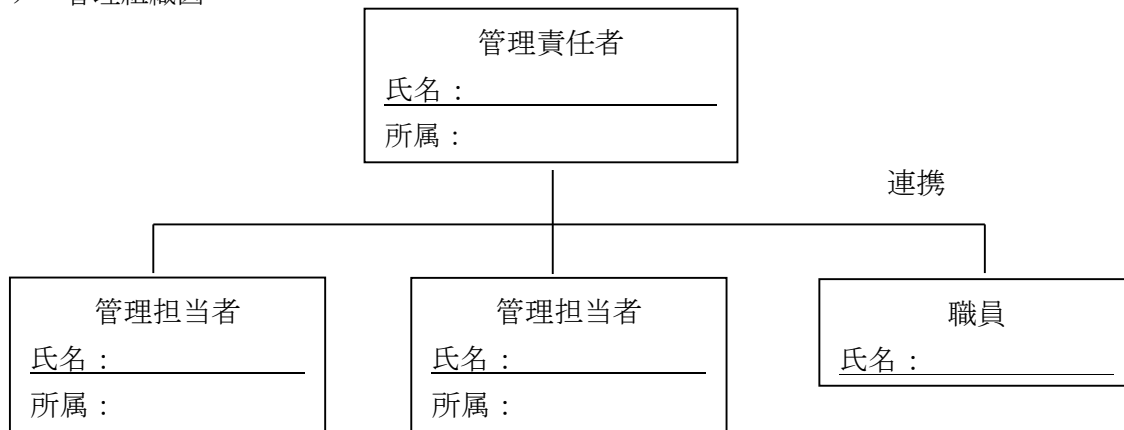
管理担当者は、[]、[]とする。

管理担当者は管理責任者を補佐し、毒物劇物の適正な取扱いに努めなければならない。

管理担当者は管理責任者の指示に従い、必要な報告をしなければならない。また、必要がある場合には他の職員と連携を取る。

(3) 内部連絡体制

ア 管理組織図

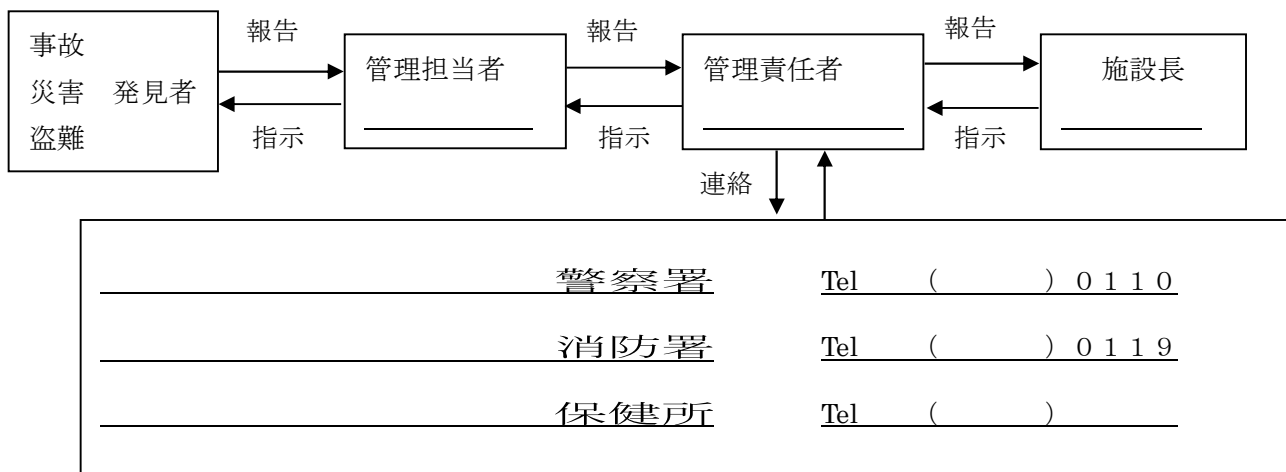


イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。

事故が発生したときは保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

毒物劇物が盗難にあったとき、又は紛失したときは警察署に届け出なければならない。



4 注意及び確認事項

(1) 在庫の管理

- ア 必要以上の量を保管しないようにする。
- イ 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙様式の管理簿を作成する。
- ウ 毒物劇物を使用したときは、管理簿に年月日、数量を記入し捺印又はサインをする。
- エ 管理担当者は、毒物劇物を購入、廃棄したときは、管理簿に年月日、数量を記入し捺印又はサインをする。
- オ 管理担当者は、在庫量について定期的に確認を行い、管理簿に捺印又はサインをする。
- カ 管理責任者は、定期的に管理簿を確認し、捺印又はサインをする。

(2) 貯蔵設備 年 月 日現在

保管庫の位置及び立体図

別紙のとおり

←実際の図面等を添付してください。

参考：保管庫の条件

- ＊堅固なものであること。
- ＊施錠できるものであること。
- ＊医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示する。
- ＊飛散、漏れ、しみ出し、流れ出し、地下にしみ込むおそれがない。
- ＊震災対策として壁、床等に固定する。
- ＊内部の柵を固定する。
- ＊ボルトトレー、仕切り板等で転倒・落下防止措置をする。

(3) 取扱いについて

ア 保管庫の管理

保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開けること。なお、鍵の管理は管理担当者が行う。

「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

毒物劇物専用の保管庫とし、毒物劇物以外の物は保管しない。

混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

イ 容器・薬品の確認

購入時、使用時、又は保管中の物は定期的に、容器の破損や薬品の変質等の異常がないか確認する。

毒物劇物を他の容器に移し替える必要がある場合は、飲食物の容器は使用しない。移し替えた容器には赤地に白文字で「医薬用外毒物」又は、白地に赤文字で「医薬用外劇物」の表示をし、薬品の名称、成分名、含量、分量を記載する。

個々の毒物劇物のSDSを保管・管理しているか、また、最新のものであるか確認する。

(4) 販売について

販売を行わない方はこの項目は不要です

下記によらなければ販売、授与してはならない。

ア 譲渡手続

販売量は、使用目的にあった必要最少量とし、その都度、必要事項が記載され押印又は署名された「譲受書」の提出を必ず受けること。提出された「譲受書」は_____年保存する。

↑5年又はそれ以上の期間としてください。

イ 交付の制限

- (ア) 18歳未満の者、心身の障害により毒物劇物の管理が適正にできない者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者に交付してはならない。
- (イ) 身分証明書等により、身元を確認し、言動、購入量、使用目的に不審のある者には、交付してはならない。

ウ 確認に関する帳簿の記載

下記の毒物劇物を交付した場合には、*交付した毒物劇物の名称 *交付年月日 *交付を受けた者の氏名及び住所、*上記イ(イ)の身元を確認した方法(資料)を帳簿に記載する。記載した帳簿は、____年間保存する

↑5年又はそれ以上の期間としてください。

法第15条第2項及び第3項(毒物又は劇物の交付の制限等)に基づく以下のもの

- ・亜塩素酸ナトリウム(製剤を含む。)
- ・塩素酸塩類(製剤を含む。)
- ・ナトリウム
- ・ピクリン酸

薬務局長通知等に基づき、上記と同様に交付を受ける者の身元確認を行ったもの

- ・^ひ亜砒酸等の毒物
- ・パラコート等の毒物又は劇物
- ・シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- ・トルエン、トルエンを含有するシンナー 等

(5) 運搬容器について

運搬を行わない方はこの項目は不要です

ア 毒物劇物を自社で運搬する場合は、落下・転倒・破損の防止、流出・飛散等の防止、及び盗難・紛失の防止の措置を講じ、運搬容器の基準(昭和63年6月15日付薬発第511号、平成3年3月6日付薬発第255号、平成4年9月11日付薬発第836号(平成6年9月21日付薬発第819号及び平成7年3月16日付薬発第244号により改正))に適合していることを確認した上で、事故の際の応急措置について記載した書面を携帯する。

イ 1,000kg以上の毒物劇物の運搬を委託する場合は、下記の項目を記載した書面(荷送人の通知)を運送人に対して交付する。

(ア) 毒物又は劇物の名称

(イ) 成分及びその含量

(ウ) 数量

(エ) 事故時の応急措置の内容

取扱品目に応じて、SDS等を参考に必要な対応を整理しておいてください。

中和剤の保管場所、非常ベルの位置、保護具についてわかるようにしてください。↓

(6) 応急の措置・廃棄

ア 万一取扱い中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散の事故を起こした場合は、直ちに別紙「応急の措置」の内容により対応し、被害の拡大を防止する。

イ 「3(3)イ 緊急連絡網」に基づき必要な連絡・報告等の処理を行う。

ウ 廃棄は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、毒物劇物管理簿に廃棄の年月日、数量を記入する。交付されたマニフェストについては、____年間保存する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行規則に ↑
定める期間(5年)又はそれ以上の期間にしてください。

(7) 自己点検表

管理責任者は、毒物劇物の取扱いについて、別紙様式の自己点検表により、年_____回定期点検し、記録する。
特に設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

↑使用量、在庫品目数等実情に
応じて決めてください。

5 教育及び訓練

管理責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、教育及び訓練を行う。

(1) 教育及び訓練内容

- ア 法の規制に関する教育
- イ 事故時の応急措置に関する教育及び訓練
- ウ 毒物劇物の危害性に関する教育
- エ 防災訓練
- オ 毒物劇物の安全な取扱いに関する教育

(2) 参考図書

- | | | | | |
|---------------|---|---------|---|-------------------------|
| ア 毒物及び劇物取締法 | (| 版、出版社 : |) | } なるべく新しいものを
揃えましょう。 |
| イ 毒物及び劇物取締法解説 | (| 版、出版社 : |) | |
| ウ 毒劇物基準関係通知集 | (| 版、出版社 : |) | |
| エ | | | | |
| オ | | | | |

規定年月日 年 月 日 規定者 _____ 印

改訂年月日 年 月 日 改定者 _____ 印

改訂年月日 年 月 日 改定者 _____ 印

医薬用外毒物劇物管理簿

毒物・劇物

[illegible]

自 己 点 検 表

確認事項 確認年月日			・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・
貯 蔵 設 備	保 管 庫	カギの設備							
		常時施錠							
		「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字							
		壁・床への固定							
		飛散・流出防止対策							
		他の物との区別							
		転倒防止							
	改修・異常事態発生時の確認								
容 器 の チ ェ ッ ク	「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字								
	その他の表示								
	容器の異常はないか								
毒物劇物のSDSを保管・管理しているか									
応 急 の 措 置	取扱品目について応急の措置を定めているか								
	応急措置に必要な設備・器材の配備・訓練がなされているか								
廃 棄		廃棄は適正か							
管理簿		使用量、在庫量は適正か							
確認印		担 当 者 (印)							
		責 任 者 (印)							

立 入 検 査 に つ い て

- ◇ 毒物劇物を使用・保管している事業所には、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物の取扱状況について、東京都・特別区・八王子市・町田市の毒物劇物監視員による立入検査が行われることがあります。

毒物・劇物に関する問合せ

- ◇ 詳細は、下記にお問い合わせください。

名 称	電 話 番 号	管 轄
各区保健所等		千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
西多摩保健所 薬事指導担当	0428(22)6141	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩保健所 薬事指導担当	042(371)7661	日野市、多摩市、稲城市
多摩立川保健所 薬事指導担当	042(524)5171	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
多摩府中保健所 薬事指導担当	042(362)2334	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
多摩小平保健所 薬事指導担当	042(450)3111	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
八王子市保健所 医薬指導担当	042(645)5114	八王子市
町田市保健所 保健医療係	042(722)6728	町田市
東京都保健医療局 健康安全部薬務課 毒劇物指導担当	03(5320)4513	島しょ

ただし、毒物劇物製造業者、輸入業者、特定毒物研究者、特定毒物使用者、多摩地区の大学（八王子市、町田市を除く。）の方は、上記の管轄に関わらず、

東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課 電話 03（5937）1028
お問い合わせください。